

長 建 協 発 第289 号
平成25年 9月24日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

平成25年度「住生活月間」の実施について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民の住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資することを目的として、平成元年から建設省（現：国土交通省）の主唱により「住宅月間」が実施されてきたところですが、「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画（全国計画）」の策定の趣旨を踏まえ、平成19年度から「住宅月間」は、その名称が「住生活月間」に改められております。

更に、平成23年3月15日には、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定され、今後は、本計画に基づき、関係省庁が連携・協力して住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされております。

つきましては、平成25年度「住生活月間」の実施について、国土交通事務次官より別添のとおり連絡がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。